

大分県障がい福祉計画

【 第 6 期 】

大分県障がい児福祉計画

【 第 2 期 】

(最終案)

令和 3 年 2 月

大 分 県

第1章 計画の趣旨等	
1 計画の趣旨と性格	2
2 計画期間等	3
3 圏域の設定	3
第2章 障がい福祉施策の現状及び課題	
1 大分県の障がい者の状況	5
（1）県内の障がい者数	5
（2）各種手帳所持者数の推移等	6
2 障がい福祉計画（第5期）等の進捗状況及び今後の対応	
（1）福祉施設からの地域生活移行－地域生活移行者数－	7
（2）福祉施設からの地域生活移行－施設入所者削減数－	7
（3）精神科病院からの地域生活移行	8
（4）障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による 協議の場の設置	9
（5）障がい者雇用率の全国順位	9
（6）就労移行支援事業所の就労移行率	10
（7）福祉施設から一般就労への移行	10
（8）就労継続支援B型事業所の平均工賃（月額・時間額）	11
（9）検診におけるアセスメントツール（M-CHAT）の活用	12
（10）ペアレントメンター養成数	12
第3章 障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりの推進	
1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進	14
（1）障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進	14
（2）障害福祉サービス提供基盤の整備	17
（3）障がい者の地域生活移行等への支援	18
（4）地域共生社会の実現	21
（5）アルコール等の依存症対策の推進	22
（6）障がい者スポーツ・芸術文化活動の振興と社会参加の促進	22
2 障がい者の就労支援	25
（1）障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実	25
（2）障がい者の工賃向上のための支援の充実	26
第4章 障がいのある子どもと家庭への支援	
1 障がいのある子どもへの支援	30
（1）障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援	30
（2）よりきめ細やかな対応が必要な子どもへの支援	33

2 障がいのある子どもの家庭への支援	34
(1) 障がいのある子どもの家庭への支援	34

第5章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

1 地域生活支援事業	37
(1) 県の必須事業	37
(2) 県の任意事業	38
2 地域生活支援促進事業	40
3 障害福祉サービス量の見込み	43
(1) 圏域での障害福祉サービス見込量	43
(2) 圏域別・サービス種類別・障害福祉サービス見込量	45

第6章 計画の推進に向けて

1 進行管理体制	65
(1) 関係機関との連携	65
(2) 市町村との連携	65
2 計画の点検・評価の方策	65

参考資料編

◎ 障がい福祉を取り巻く制度の変遷	67
◎ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (平成18年厚生労働省告示第395号)	68
◎ 大分県障害者施策推進協議会条例	117
◎ 大分県障害者施策推進協議会会員名簿	119
◎ 大分県自立支援協議会設置要綱	120
◎ 大分県自立支援協議会委員名簿	122

第1章

計画の趣旨等

1 計画の趣旨と性格

(1) 障害者総合支援法に基づく県障がい福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成24年法律第51号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条で、都道府県は、国の定める基本指針に即して都道府県障害福祉計画を定めることが義務づけられています。

本計画は、障害福祉サービスの提供体制の確保等、障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

(2) 児童福祉法に基づく県障がい児福祉計画

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の22で、都道府県は、国の定める基本指針に即して都道府県障害児福祉計画を定めることが義務づけられています。

本計画は、障がい児への福祉サービス提供体制の確保等、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として策定するものです。

(3) 大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」との関係

本計画は、県政運営の指針である大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として定めたものです。

(4) 「大分県障がい者計画」との関係

本計画は、「大分県障がい者計画」（平成30年度策定。以下「基本計画」という。）のうち、主として障害福祉サービス等の提供体制確保に関して、具体的な実施計画として定めたものです。

(5) 成果目標・活動指標の設定及び施策の推進

・成果目標と活動指標の設定
国の基本指針に即し、成果目標と活動指標を設定して目標値の達成を目指します。

・施策の推進
目標値を達成するための具体的な施策を推進します。

2 計画期間等

(1) 大分県障がい福祉計画（第6期）、大分県障がい児福祉計画（第2期）の計画期間

・両計画の期間は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援施設等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正令和2年厚生労働省告示第213号）」に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

(2) 計画の見直しについて

・毎年度、成果目標等に関する実績を把握して分析や評価を行い、必要に応じて計画の変更、事業の見直し等を行います。また、その際には、大分県障害者施策推進協議会の意見を聴くこととします。

・大分県障害者施策推進協議会は、障害者基本法の規定に基づき、条例で設置された合議制の機関であり、県の障がい者計画（大分県障がい者基本計画・大分県障がい福祉計画、大分県障がい児福祉計画）策定に当たり、県に対する意見を述べるほか、障がい者施策の推進や関係行政機関相互の連絡調整に関する調査審議等を行うこととされています。

・大分県障害者施策推進協議会に対する報告や同協議会における主な意見については、県のホームページに掲載し、情報提供していきます。

3 圏域の設定

(1) 障がい福祉圏域

・本計画における障がい福祉圏域は、前計画に引き続き、二次医療圏域との整合を図り、以下のとおりとします。

圏域名	構成市町村
東部	別府市、杵築市 国東市、姫島村 日出町
中部	大分市、臼杵市 津久見市、由布市
南部	佐伯市
豊肥	豊後大野市、竹田市
西部	日田市、九重町 玖珠町
北部	中津市、豊後高田市 宇佐市



第2章

障がい福祉施策の現状及び課題

1 大分県の障がい者の状況

(1) 県内の障がい者数

①身体障がい者

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者は、身体障害者手帳の交付を受けた60,859人(令和元年度末)です。平成21年度と比較すると7,090人減っており、年々減少傾向にあります。

②知的障がい者

知的障がい者については、全てが療育手帳の交付を受けてはませんが、療育手帳の交付を受けている人は10,897人(令和元年度末)です。平成21年度と比較すると2,540人増えています。特に中軽度の成人が大きく増加しています。

③精神障がい者

精神障がい者についても、全てが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けてはませんが、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、11,313人(令和元年度末)で、平成21年度と比較すると6,515人増えています。年々増加傾向にあり、特に中軽度の2級及び3級の所持者が大きく増加しています。

また、通院医療費公費負担患者数は21,641人(令和元年度末)で平成21年度と比較すると8,660人の増加、入院患者数は4,496人(令和元年6月末現在)で平成21年度と比較すると562人の減少となっています。

④難病患者等

平成25年4月から、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」(難病患者等)が、障害者総合支援法における障がい者と規定されています。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(難病法)に基づく、特定医療費(指定難病)受給者は10,651人(令和元年度末)となっています。

※上記障がい者のうち、18歳以上である者を障害者総合支援法における「障害者」、18歳未満の者を児童福祉法第4条第2項における「障害児」として、各障害福祉サービス等を規定しています。

本計画では、大分県の「障がい」の表記に関する取扱い要領により、それぞれ「障がい者」「障がい児」と表記し、特に明記のない場合「障がい者」には「障がい児」を含めた内容としています。

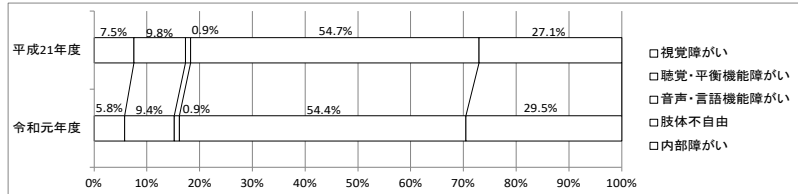
(2) 各種手帳所持者数の推移等

①障がい者手帳所持者数の推移表 (単位：人)

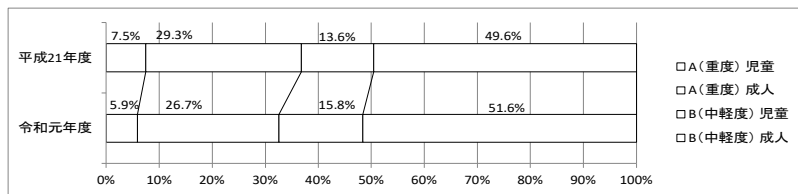
手帳の種類	平成21年度	平成28年度	平成30年度	令和元年度
身体障害者手帳交付者	67,949	62,720	61,401	60,859
視覚障がい	5,057	3,801	3,603	3,545
聴覚・平衡機能障がい	6,678	5,815	5,674	5,705
音声・言語機能障がい	625	572	572	562
肢体不自由	37,167	34,534	33,569	33,077
内部障がい	18,422	17,998	17,983	17,970
療育手帳交付者	8,357	9,970	10,525	10,897
A (重度)	3,069	3,417	3,478	3,549
児童	625	663	685	642
成人	2,444	2,754	2,793	2,907
B (中軽度)	5,288	6,553	7,047	7,348
児童	1,140	1,478	1,647	1,725
成人	4,148	5,075	5,400	5,623
精神障害者保健福祉手帳交付者	4,798	8,153	9,695	11,313
1級	420	429	478	540
2級	3,253	5,691	6,666	7,754
3級	1,125	2,033	2,551	3,019

②各障がい者手帳所持者内訳 (割合の推移)

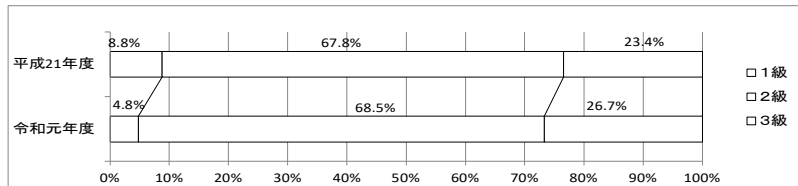
ア 身体障害者手帳交付者



イ 療育手帳交付者



ウ 精神障害者保健福祉手帳交付者



2 障がい福祉計画 (第5期) 等の進捗状況及び今後の対応

大分県障がい福祉計画 (第5期)、大分県障がい児福祉計画 (第1期) における障害福祉サービスに関する数値目標及び進捗状況は以下のとおりです。

(1) 福祉施設からの地域生活移行－地域生活移行者数－

【数値目標及び実績】	達成率	23.4 %	国の指針
対象者 (H28(2016)年度末現在の施設入所者)	1,895	人	R2(2020)年度末において、H28(2016)年度末の施設入所者数の【9.0%以上】が地域生活へ移行することを目標とする。
【目標】R2(2020)年度末までの地域生活移行者数 (H30～R2の計)	171	人 (9.0%)	
【実績】R元(2019)年度末までの地域生活移行者数	40	人 2.1%	

【進捗状況】

- ・3年間の達成目標に対する2年目の実績は、地域生活移行者数40名 (令和元年度) で、達成率は23.4%となっています。
- ・未達成の要因として、障がい者自身の高齢化、重度化及び親の高齢化に伴う在宅介護の困難な障がい者の増加、緊急時における障がい者に対する支援体制、地域住民の理解といったソフト面での環境整備の遅れ等があげられます。

【今後の対応】

- ・地域生活支援拠点等の整備促進、一人暮らしの障がい者の生活力等を補うための支援を行なうサービス (自立生活援助事業所) の整備、高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備等住まいの場の一層の拡充等を行います。

(2) 福祉施設からの地域生活移行－施設入所者削減数－

【数値目標及び実績】	達成率	— %	国の指針
対象者 (H28(2016)年度末現在の施設入所者)	1,895	人	R2(2020)年度末において、H28(2016)年度末の施設入所者数から【2.0%以上】削減することを目標とする。
【目標】R2(2020)年度末までの施設入所者数	1,857	人 (△2.0%)	
【実績】R元(2019)年度末までの施設入所者数	1,902	人 0.4%	

【進捗状況】

- ・3年間の達成目標に対する2年目の実績は1,902人で、目標38人の削減に対し、7人の増となっています。
- ・未達成の要因として、施設からの地域移行を推進しているものの、障害者支援施設への入所待機者が約400名弱 (延べ) おり、空きが出た段階で順次入所していくことから、入所者数は減少しない状況となっています。

【今後の対応】

- ・地域生活支援拠点等の整備促進、一人暮らしの障がい者の生活力等を補うための支援を行なうサービス (自立生活援助事業所) の整備、高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備等住まいの場の一層の拡充等を行います。

(3) 精神科病院からの地域生活移行

①入院後3か月時点の退院率

【数値目標及び実績】		達成率 ※ %	国の指針	
【目標】入院3か月時点の退院率(R2(2020)年度)	69.0	%	R2年度における入院後3ヶ月時点の退院率を『 69.0%以上 』とすることを目標とする。	
【実績】入院3か月時点の退院率(H29(2017)年度)	59.1	%		

※ 厚生労働省がH30、R元年度実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

②入院後6か月時点の退院率

【数値目標及び実績】		達成率 ※ %	国の指針	
【目標】入院6か月時点の退院率(R2(2020)年度)	84.0	%	R2年度における入院後6ヶ月時点の退院率を『 84.0%以上 』とすることを目標とする。	
【実績】入院6か月時点の退院率(H29(2017)年度)	76.8	%		

※ 厚生労働省がH30、R元年度実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

③入院1年時点の退院率

【数値目標及び実績】		達成率 ※ %	国の指針	
【目標】入院1年時点の退院率(R2(2020)年度)	90.0	%	R2年度における入院後1年時点の退院率を『 90.0%以上 』とすることを目標とする。	
【実績】入院1年時点の退院率(H29(2017)年度)	83.8	%		

※ 厚生労働省がH30、R元年度実績を公表していないため、H29年度のデータを記載

④1年以上の長期入院患者数

【数値目標及び実績】		国の指針	
【目標】令和2(2020)年度1年以上の長期入院患者数	65歳以上	2,031	人
	65歳未満	870	人
【実績】令和元(2019)年度1年以上の長期入院患者数	65歳以上	2,288	人
	65歳未満	927	人

R2(2020)年度末の精神科病院における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。

【進捗状況】

- ④について、長期入院患者数は+257人(65歳以上)、+57人(65歳未満)となっており、目標を下回っています。
- 要因は、保護者不在や高齢などの事情による自宅での受入困難、本人や家族等、病院、支援機関の障害福祉サービスの理解が十分でないこと、措置以外の夜間休日の医療や相談体制が十分でないこと等があげられます。

【今後の対応】

- 本人や家族、関係機関への啓発活動(研修会)、相談支援体制の推進、ピアサポーターの活用や退院後支援計画の作成、グループホームの整備等住まいの場の一層の拡充等を行います。

(4) 障がい福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

【数値目標及び実績】	達成率 100 %	国の指針	
【目標】R2年度末保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	6	か所	県内6保健所ごとにある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活に定着するための支援を推進する。
【実績】R元年度末保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	6	か所	

【進捗状況】

- 令和元年度に目標どおり6か所に設置しました。

(5) 障がい者雇用率の全国順位

【数値目標及び実績】	達成率 87.2 %	国の指針	
【目標】R2(2020)年順位	1	位	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」におけるH31(2019)年目標値 第1位
【実績】R2(2020)年順位	7	位	身体 1.65(1位)、知的 0.58(28位) 精神 0.32(27位)

【進捗状況】

- 障がい者雇用率は2.55%で、全国第7位となっています(令和2年6月1日現在)。
- 身体障がい者の雇用率は全国一位ですが、知的障がい者及び精神障がい者については全国中位の状況です。
- 知的障がい者及び精神障がい者ともに、雇用の実人数及び算定数は増加していますが、大分県より上位の奈良県や沖縄県に比べ、医療・福祉分野、卸売・小売業分野への雇用者数の伸び率が相対的に低い状況にあります。

【今後の対応】

- 令和3年3月からの法定雇用率引き上げにより、新たに障がい者雇用義務の対象となった企業をはじめ、全業種企業に対して、障がい者雇用アドバイザーが仕事の切り出しの助言やマッチング支援を行なうとともに、雇用後の定着支援に力を入れ、障がい者の雇用及び職場定着の促進を図ります
- 就労移行支援及び就労継続支援事業所の管理者や職員を対象とした研修等の実施や、就労系事業所と大分労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関及び企業等との連携強化を図ることなどにより、働く意欲と能力のある障がい者の一般就労への移行を推進します。
- 県庁における職場実習、非常勤職員としての雇用、また、特別支援学校卒業生を県立学校で一定期間雇用しその後の一般就労に向けた就労スキル向上の支援に取り組めます。

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

(6) 就労移行支援事業所の就労移行率

【数値目標及び実績】		達成率	100.0 %
【目標】R2(2020)年度就労移行率が3割以上の事業所の率	50.0	%	R2(2020)年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とする。
【実績】R元(2019)年度就労移行率が3割以上の事業所の率	50.0	%	34施設中17施設 R元年度 50.0%

【進捗状況】

- ・令和元年度の目標達成率は100%です。
- ・要因は、平成30年度から障害福祉サービス事業所から一般就労できる人材発掘を担当する障がい者雇用アドバイザーを配置し、一般就労への移行を推進したこと、就労移行支援、就労継続A型、B型事業所の管理者や就労支援員対象の研修会開催によりスキルアップを図ったこと等があげられます。

【今後の対応】

- ・一般就労に向けた移行支援マニュアルを活用し、就労移行支援事業所、就労継続A型・B型事業所の就労支援員のスキルアップを図るとともに、障がい者雇用現場の見学会の開催等施設利用障がい者の一般就労に向けた意欲向上を図り、就労移行率の更なる向上を図ります。

(7) 福祉施設からの一般就労への移行

【数値目標及び実績】		達成率	106.0 %	国の指針
H28(2016)年度一般就労移行者数	99	人	R2(2020)年度中に福祉施設から一般就労に移行した者の数を、H28(2016)年度実績の1.5倍以上とする。	
【目標】R2(2020)年度一般就労移行者数	150	人		
【実績】R元(2019)年度一般就労移行者数	159	人		

【達成状況】

- ・目標の達成率は106.0%です。
- ・要因は、平成30年度から障害福祉サービス事業所から一般就労できる人材発掘を担当する障がい者雇用アドバイザーを配置し、一般就労への移行を推進したこと、就労移行支援、就労継続A型、B型事業所の管理者や就労支援員対象の研修会開催によりスキルアップを図ったこと等があげられます。

【今後の対応】

- ・一般就労に向けた移行支援マニュアルを活用し、就労移行支援事業所、就労継続A型・B型事業所の就労支援員のスキルアップを図るとともに、障がい者雇用現場の見学会の開催等施設利用障がい者の一般就労に向けた意欲向上を図り、就労移行率の更なる向上を図ります。

第2章 障がい福祉施策の現状及び課題

(参考) 福祉施設からの一般就労者数の推移

	第1期			第2期			第3期			第4期		第5期			
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年間一般就労移行者数	36	60	64	64	72	87	86	88	91	115	99	169	178	159	
目標達成率	39.1%	65.2%	69.6%	69.6%	78.3%	94.6%	93.5%	95.7%	97.8%	66.9%	57.6%	98.3%	118.7%	106.0%	

(8) 就労継続支援B型事業所の平均工賃(月額・時間額)

【数値目標及び実績】	月額	時間額	達成率
【目標】R2(2020)年度平均工賃(月額・時間額)	18,841	261	円
【実績】R元(2019)年度平均工賃(月額・時間額)	17,835	247	円
	94.7%	94.6%	

【達成状況】

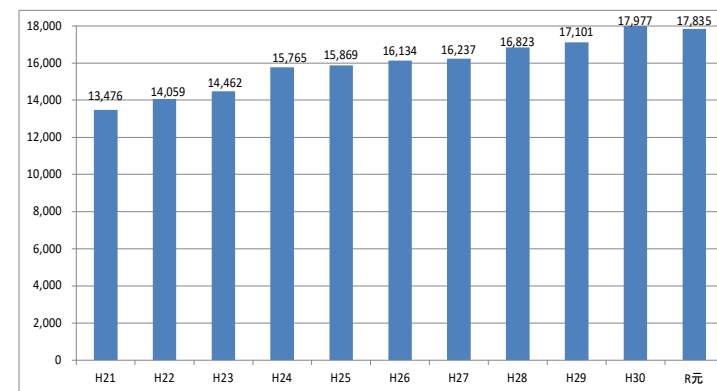
- ・目標の達成率は94.7%です(目標月額18,841円に対し17,835円)。
- ・原因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、R2.2月以降、特に自動車関連や観光関連の仕事の受注量が大幅に減少したこと等があげられます。

【今後の対応】

- ・県内の事業所が共同して営業活動、受注、販売会などを行なう「おおい共同受注センター」における民間企業との協働による情報発信や販路拡大、新型コロナウイルス等の影響を受けにくい農業分野やAI関連業務等の新規開拓等の取組を推進します。
- ・工賃向上に向けた研修会の開催や専門家の派遣等による経営指導や技術指導、商品・サービス価値向上に向けたアドバイス等の支援を行ない、個々の就労継続支援事業所の経営力強化を図ります。

(参考) 工賃月額の推移

(単位:円)



(9) 検診におけるアセスメントツール（M-C H A T）の活用

【数値目標及び実績】		達成率	61.1	%
【目標】アセスメントツールの導入市町村 (R2(2020)年度)	18	市町村	全ての市町村における法定検診への導入を目標とする	
【実績】アセスメントツールの導入市町村 (R元(2019)年度)	11	市町		

【達成状況】

- ・ 目標の達成率は61.1%です。令和元年度に新たに導入された市町村はありません。
- ・ 要因は、7市町村ではM-C H A Tに代わる他のアセスメントツール（デンバー式等）を導入しているためと考えます。

【今後の対応】

- ・ 全ての市町村でアセスメントツールが導入されており、引き続きそれらを有効活用し、早期発見・早期支援に努めます。

(10) ペアレントメンター養成数

【数値目標及び実績】		達成率	109.7	%
【目標】ペアレントメンター養成数(累計) (R2(2020)年度)	72	人	4種別×3人×6圏域の養成を目標とする。	
【実績】ペアレントメンター養成数(累計) (R元(2019)年度)	79	人		

※ 4種別・・・自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如多動性障がい、学習障がい

【達成状況】

- ・ 達成率は109.7%で、令和元年度に目標を達成しました。
- ・ 要因は、発達障害者支援法の施行から15年が経過し、発達障がいに関する理解が進んできたこと、養成研修受講者の推薦を親の会だけでなく発達障がい者支援専門員（S V）まで広げたこと等があげられます。

【今後の対応】

- ・ ペアレントメンターを相談会等に派遣し、保護者の不安や悩みに寄り添った支援を行います。

第3章

障がい者が地域で心豊かに 暮らし働ける社会づくりの推進

基本的施策の方向性

障がい者が可能な限りその身近な地域で安心した生活を送るためには、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が重要です。このため、障がいや障がい者に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るとともに、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進します。

また、障がいのある人もない人も気軽に芸術文化や障がい者スポーツを楽しめる環境づくりが求められています。このため、障がい者芸術文化活動の支援体制を強化するとともに、大分国際車いすマラソンなど競技スポーツのさらなる振興と地域における障がい者スポーツの普及を進めます。

さらに、障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実のため、障がい者雇用の場の拡大、障がいの特性に応じた就労対策などを総合的に実施します。また、障がい者の工賃向上を図るため、支援体制を強化します。

これらの施策の推進に当たり、今回、大分県障がい福祉計画（第5期）の進捗状況や実施上の課題等を踏まえ、障がい者が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりをさらに進めるため、障害者総合支援法第89条に基づき、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間で計画期間とする「大分県障がい福祉計画（第6期）」を策定します。

具体的施策及び成果目標・活動指標

これまでの取組と課題を踏まえ、今後、以下の施策を推進します。

1 障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

（1）障がいや障がい者に対する理解の促進及び権利擁護の推進

① 「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の実効性の向上

ア 啓発・広報活動の推進

・「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等について、県民への周知を図り、障がいのある人に対する県民への理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

・「大分県手話言語条例」に基づき、県民の手話に対する理解促進を図るとともに、聴覚障がい者等の手話を習得する機会の確保、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備します。

・障がい及び障がい者に対する県民の理解を深め、必要な合理的配慮を行うよう、企業・関係団体に対する出前講座の開催等を行います。

・障害者週間（12月3日～9日）における県民への啓発や発達障害者啓発週間（4月2日～8日）に行われる自閉症啓発行事など、様々な機会を通じて、障がいや障がい者に対する理解の促進を図ります。

・大分県障害者社会参加推進協議会が実施する「障がい者・児秋の交流会」など、地域住民との交流を図る事業について、主催者と連携し、事業の充実に努めます。

・県広報紙・広報番組の活用や、市町村が実施する障がい等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、市町村広報誌による周知など、市町村と連携し、地域住民への啓発を行います。

・障がい者福祉のしおりや各種制度のパンフレット等を作成し広く配布するとともに、大分県ホームページに掲載するなど、障がい者福祉に関する制度やサービス等を広く周知します。

イ 合理的配慮の推進

・障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うよう、行政・企業・団体等に対する普及啓発に努めます。

・意思疎通支援を必要とする視覚や聴覚障がいのニーズに対応するため、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成及びスマートフォンやタブレットを利用した遠隔手話通訳サービスの提供など、ICT技術を活用した支援の充実を図ります。

・障がい者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入り動画の制作や点字・デージー図書の出しなど障がいのニーズに応じた情報提供の取組を支援します。

・内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるようヘルプマーク及びヘルプカードを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。



ヘルプマーク



ヘルプカード



ウ 相談支援体制の充実

- ・障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に対処する常設相談窓口となる大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターの専任相談スタッフや専門的な助言、指導にあたる医師・弁護士・税理士等による支援体制を強化するとともに、県が主体的に関係機関と連携し、迅速な問題解決のために適切に対応できる体制を構築します。

エ 「親なきあと」への取組

- ・障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を軽減するため、**年金や相続などの相談に対応できる「親なきあと相談員」の育成やグループホームの整備促進や地域生活支援拠点等の整備、就労支援等**、障がい者が安心して暮らし働ける環境づくりを推進します。
- ・福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に対する適切な支援を受けることにより、地域で安心して暮らすことができるよう、専門人材の養成を行い、市町村や社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度の利用促進や日常生活自立支援事業を推進します。
- ・支援を必要とする障がい者の見守りの実施や、身近な相談相手としての民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、全市町村に設置する生活困窮者自立相談支援機関と連携して、就労や自立に向けた支援を行います。

② 障がい者に対する虐待の防止

- ・障がい者の権利利益の擁護を図るため、大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターにおける通報・相談体制の整備や、キャンペーン活動等による普及啓発を行います。
- ・障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催により、関係者の意識啓発や資質向上を支援します。
- ・市町村、労働局、県警等との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。
- ・家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあるため、市町村と連携し相談・助言などの支援に取り組みます。

(2) 障害福祉サービス提供基盤の整備

① 障害福祉サービス提供体制の整備

- ・障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続して送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じた居宅介護等の訪問サービスや生活介護、就労継続支援等の通所系サービス等の提供体制の整備を推進します。
- ・介護保険と障がい福祉相互の制度に共通する共生型サービスを推進し、高齢障がい者が従来から利用してきた障害福祉サービスを同一事業所で継続して受けられるようにします。
- ・65歳に至るまでの一定期間において、障害福祉サービスを利用していた高齢障がい者が、介護保険サービスを利用する場合に、負担軽減等を適用することにより、介護保険サービスへの円滑な移行を促進します。

・訪問サービスの充実につながるよう、介護員養成研修や重度訪問介護従業者養成研修等の実施により、ヘルパー人材の育成・確保を図ります。

- ・大分県福祉人材センター等関係機関と連携し、障がい福祉人材の確保に努めます。

② 各種研修の実施

- ・相談支援従事者や、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、強度行動障害支援者の養成研修等により、有資格者の育成及び資質向上を図ります。

③ 第三者評価制度導入の促進

- ・障害福祉サービス事業者に対し、第三者評価機関による評価制度の導入を促し、サービスの改善や質の向上を図ります。

④ 事業者における苦情解決体制の整備

- ・障害福祉サービス事業者の苦情解決の体制が有効に機能し、サービスの質の向上につながるよう、事業者に対する適切な助言、指導を行います。

⑤ 障害福祉サービス等の情報の公表

- ・障害福祉サービス等の利用に当たり適切な事業所等を選択できるよう、独立行政法人福祉医療機構の情報サイト（WAMNET）を利用して、提供するサービス内容等を公表します。

⑥ 指導監査結果の関係市町村との共有

- ・指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査を適正に実施するとともに、その結果を関係市町村と共有することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

(3) 障がい者の地域生活移行等への支援

① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、取組を進めます。
- ・長期入院中の精神障がい者や入院後6か月未満の短期入院患者の地域生活移行、地域定着に向けて、大分県自立支援協議会に設置する地域移行専門部会や精神障がい者地域移行ワーキングにおいて、地域生活移行に関する諸課題の把握や対応策の検討を進めるとともに、市町村自立支援協議会への指導・助言を通じ、精神障がい者等の地域生活移行の推進を図ります。
- ・精神科病院スタッフ（医師、看護師、精神保健福祉士等）や地域で支援を行う市町村、相談支援事業所、訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどに対し、地域移行支援に向けた理解を深める研修会等を実施し、支援の質の向上を図ります。
- ・県内6圏域にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業者など関係機関が連携して、精神障がい者が必要な支援につながる支援体制の構築を推進することで、退院後の地域生活日数の延伸を目指します。
- ・保健所においても、精神障がい者の措置入院や医療保護入院等の入院時から、病院その他関係機関と連携し、地域生活移行及び地域定着に向けて、積極的に情報交換や支援を行います。
- ・地域の受入体制を充実させるために、地域の相談支援専門員を対象とした研修や実践をとおり、専門的な指導や助言ができる地域のリーダーとなる相談支援専門員の育成を行います。
- ・退院可能な条件の整った精神障がい者の地域生活移行を推進するため、家族や地域等の理解の促進、住まいの場の確保、地域定着支援の体制整備に取り組めます。
- ・令和2年10月に開設した県立病院精神医療センター及び精神科救急情報センターと、県精神科病院協会等の関係機関との連携を強化し、精神科救急医療体制のさらなる充実を図ります。

② 発達障がい者への支援

- ・就労や二次障害、学び直し等の課題に対し、大分県発達障がい者支援センターやこころからの相談支援センター等の関係機関が連携して支援に取り組みます。
- ・大分県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーを配置し困難事例への的確な支援のための事業所等への助言を行うとともに、就労支援担当職員を配置し大分障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携した就労支援などの取組を推進します。

③ グループホーム等地域生活における住まいの場の整備促進

- ・障がい者の地域における多様な暮らしを支援するため、障がいに対する県民の理解を促進するとともに、グループホーム（共同生活援助）など住まいの場の整備を促進します。また、大分県居住支援協議会と連携し、障がい者の住宅の確保を促進します。
- ・特に、グループホームについては、市町村と連携し、各地域のニーズに沿った施設整備に対する支援や公営住宅の活用等により整備促進を図ります。

④ 入所施設・病院からの地域移行への支援

- ・障害者支援施設等や精神科病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活に移行する支援を行う地域移行支援事業所の活動を推進します。
- ・障害者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回相談や随時の対応により利用者の居宅を訪問し、必要な助言等を行う自立生活援助事業所の活動を推進します。
- ・居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う地域定着支援事業所の活動を推進します。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備及び市町村への支援

- ・各市町村又は各障がい福祉圏域に設置された地域生活支援拠点等の機能充実のため、年1回以上運用状況の検証・検討を行い、広域的な見地から助言や情報提供等必要な支援を行います。

⑥ 矯正施設から退所した障がい者への支援

- ・大分県地域生活定着支援センターを中心に、刑務所等出所の前段階から、司法・福祉関係機関と支援ネットワークを構築し、出所後直ちに障害福祉サービスの利用につなぐことにより、更生・社会復帰を支援します。

⑦ 新興感染症・災害等発生時に配慮を要する障がい者への支援

- ・新興感染症に関する適時適切な情報提供を行い障がい者の感染防止を図るとともに、障害福祉サービス事業所等に対して、感染症予防対策の周知や指導に努めます。
- ・医療機関等と連携して、障がい者が新興感染症に罹患した際の入院先の確保に努めます。
- ・「避難行動要支援者名簿」が災害時に活用できるよう、障がい者本人や家族の同意を得ながら、名簿情報の自主防災組織や消防団などの避難支援者等関係者への提供を推進するとともに、市町村と連携して「個別計画」の策定を促進します。
- ・地域の日常的な見守りや支え合い体制に基づき、災害時に配慮を要する障がい者の避難行動や避難生活の支援の仕組み作りや支援者の確保を市町村や社会福祉協議会と協働して推進するとともに、配慮を要する人が参加する避難訓練等を支援します。
- ・各小学校区に福祉避難所又は福祉避難スペースが設置できるよう、市町村による指定を促進します。また、災害派遣福祉チーム（DCAT）や福祉避難所サポーターといった福祉や介護の専門職による避難者への支援体制を、実働訓練等により強化します。

⑧ 障がい者の移動に対する支援

- ・平成30年4月から県内路線バス等、令和2年2月からタクシーにおいて、精神障がい者に対する割引制度が導入されました。今後もJR等の公共交通機関に対して、精神保健福祉会等と連携し、精神障がい者に対する割引制度の導入について、理解と協力を求めます。

(4) 地域共生社会の実現

① 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

- ・障がい者等が抱える複合的な課題等について、市町村圏域で関係機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制づくりを促進します。
- ・企業・業界団体等に対する出前講座の開催や啓発事業の実施、ヘルプマークの普及促進を図るなど、障がいや障がい者に対する差別解消と権利擁護を推進します。

② 地域共生社会を支える人づくり

- ・障がいの有無、年齢や性別などに関わらず、「全ての人がともに支え合う」という考え方を広めることにより地域における共生の仕組みづくりを推進します。
- ・障がいの特性を正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを提供するため、従事者の養成や資質の維持・向上のための研修等を実施し、福祉サービス人材の知識・技術の向上を図ります。
- ・障がい者等の生活課題のみならず福祉全般に関する相談・援助活動を行う民生委員・児童委員の活動を支援します。

③ 多様な地域資源による福祉基盤づくり

- ・建築物や公共施設などのハード面と思いやりの心を醸成するソフト面の両面におけるユニバーサルデザインを推進します。
- ・サロンや子ども食堂が、障がい者を含む多世代の地域住民が参加する出会いと交流の場としてさらに充実が図れるよう、先進事例の紹介やノウハウの周知、拠点施設整備の支援等に取り組んでいきます。
- ・地域のニーズを把握し、市町村等と連携しながら、障がいのある方も高齢者もともに利用できる共生型サービスの実施を推進するとともに、市町村における重層的支援体制の整備を支援します。

(5) アルコール等の依存症対策の推進

- ・アルコール、薬物、ギャンブルの依存症ごとに策定された「推進計画」に基づき、依存症対策を総合的かつ計画的に推進します。
- ・依存症に関する正しい知識の普及を徹底し、将来にわたる依存症の発症を予防するための取組を行います。
- ・当事者及びその家族に対して、依存症の予防及び相談から治療、回復支援にいたる切れ目のない支援体制を整備します。

(6) 障がい者スポーツ・芸術文化活動の振興と社会参加の促進

① 障がい者スポーツの振興

- ・障がい者が身近な地域で、より多くのスポーツ大会へ幅広く参加できるよう、大分県障がい者スポーツ協会や大分県障害者スポーツ指導者協議会、特別支援学校、総合型地域スポーツクラブと連携し、地域における障がい者スポーツの普及を進めます。
- ・特別支援学校を地域の拠点として、障がい者スポーツ用具を整備し、用具の貸出や施設の活用、指導者への研修を実施し、障がい者が身近な地域でスポーツに取り組める環境整備を進めます。
- ・障がい者がスポーツを通じ、自立と積極的な社会参加の意欲を喚起するとともに、障がいに対する県民理解を一層深めるため「大分県障がい者スポーツ大会」を開催するとともに、成績優秀な選手を選抜し、「全国障害者スポーツ大会」へ派遣することにより、競技力の向上を図ります。
- ・障がい者の競技参加の機会を拡充するため、障がい者スポーツ団体に対し、競技会の開催や、九州大会など上位大会への選手派遣を支援します。
- ・障がい者スポーツの楽しさを幅広く周知し、競技を始めるきっかけとなるよう、体験会やパラアスリートの講演会の開催などを進めていきます。
- ・パラリンピックやデフリンピック、スペシャルオリンピックスなどの国際大会へ参加する障がい者アスリートを支援するとともに、国際交流の推進にもつなげます。
- ・ユニバーサルスポーツやeスポーツの普及を図り、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。

- ・世界パラ陸上競技連盟の公認大会として、世界最高峰のレースに成長した「大分国際車いすマラソン」は、東京パラリンピックが開催される令和3(2021)年に第40回記念大会を迎えることから、これを契機として、県民の障がいに対する理解がさらに深まり、多くの選手が参加する魅力ある大会へ発展するよう努めます。



第39回大分国際車いすマラソン

② 障がい者による芸術文化活動の推進

- ・障がい者の芸術文化活動の推進を目的に(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団内に設置した「おおいた障がい者芸術文化支援センター」において、相談支援、交流・人材育成、情報収集・情報発信、鑑賞・創造・発表の機会の創出等を行います。
- ・特別支援学校や障がい福祉サービス事業所等に、体験の機会を提供するため、美術や舞台芸術の専門家、アーティストを派遣してワークショップを開催し、これまでも芸術文化活動を続けてきた人も、これから新たに取り組む人も、自分に適した分野の活動に参画できるよう支援します。
- ・市町村と連携して、障がい福祉サービス事業所の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした公募作品展「ときめき作品展」を開催し、絵画・工芸・写真・書・陶芸・合作の各分野における発表の場を提供します。
- ・障がい福祉サービス事業所の職員、美術館、博物館、劇場、文化ホールの職員、学校教職員、行政職員等を対象に、障がい特性の理解、作品や表現活動の創造・発表・鑑賞に関する支援の方法、著作権等の専門的知識の修得、現場体験プログラムの提供等に関する研修を行います。

③ 障がい者社会参加施設の設置・運営

- ・大分県身体障害者福祉センターでの機能訓練、スポーツ、レクリエーション、文化活動、さらには障がい者と健常者の交流等を通じて、障がい者の社会参加を推進します。

【成果目標と活動指標】

1 福祉施設からの地域生活移行

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度末現在の施設入所者数	1,902人	
R2(2020)年度～R5(2023)年度の地域生活移行者数	115人	R元(2019)年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを目標とする。
R5(2023)年度末の施設入所者数	1,871人	R元(2019)年度末の施設入所者数から1.6%以上減少させることを目標とする。

(国の活動指標による)

2 精神科病院からの地域生活移行

(1) 入院後3か月時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
R5(2023)年度入院後3か月時点の退院率	69%以上	R5(2023)年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上とすることを目標とする。

(2) 入院後6か月時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
R5(2023)年度入院後6か月時点の退院率	86%以上	R5(2023)年度における入院後6か月時点の退院率を86%以上とすることを目標とする。

(3) 入院後1年時点の退院率

成果目標	活動指標	考え方
R5(2023)年度入院後1年時点の退院率	92%以上	R5(2023)年度における入院後1年時点の退院率を92%以上とすることを目標とする。

(4) 1年以上の長期入院患者数

成果目標	活動指標	考え方
R5(2023)年度1年以上の長期入院患者数(65歳以上)	1,852人	R5(2023)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
R5(2023)年度1年以上の長期入院患者数(65歳未満)	710人	

(5) 精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数

成果目標	活動指標	考え方
R5(2023)年度精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	316日以上	R5(2023)年度における精神障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数を316日以上とすることを目標とする。

((1)～(5) 国の活動指標による)

2 障がい者の就労支援

(1) 障がい者雇用率日本一に向けた支援の充実

① 企業等に対する障がい者の雇用及び職場定着の促進

・令和3年3月からの法定雇用率引き上げにより、新たに障がい者雇用義務の対象となった企業をはじめ、全業種の企業に対し、障がい者雇用アドバイザーが仕事の切り出しの助言やマッチング支援を行なうとともに、雇用後の定着支援に力を入れ、障がい者の雇用及び職場定着の促進を図ります。

・障がい者の就労支援、生活支援、定着支援に重要な役割を担っている障害者就業・生活支援センターを中心として、福祉、医療、雇用が一体となつて、障がい者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

・就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者が、就労に伴う生活面の課題等に対応できるよう、就労定着支援事業所が企業や関係機関、家族との連絡調整等の支援を行います。

② 障がい者雇入れ体験等による企業の理解促進

・特別支援学校における職業教育の充実及び職業能力開発校における職業訓練により職業能力開発を進めるとともに、企業経営者等に対するセミナーの開催やより多くの企業で特別支援学校生徒の実習受け入れや障がい者の雇入れ体験の積極的な活用が図られるよう取組を進め、企業等の障がい者雇用に対する理解促進を図ります。

③ 就労移行支援及び就労継続支援事業所からの一般就労の推進

・就労移行支援及び就労継続支援事業所の管理者や職員を対象とした研修等の実施や、就労系事業所と大分労働局、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等関係機関及び企業等との連携強化を図ることなどにより、働く意欲と能力のある障がい者の一般就労への移行を推進します。

④ 知的障がい者、精神障がい者、難病患者等の雇用促進

・知的障がい者、精神障がい者の県庁における職場実習、非常勤職員としての雇用、また、特別支援学校卒業生を県立学校で一定期間雇用しその後の一般就労に向けた就労スキル向上の支援に取り組みます。

・令和4年4月開校予定の高等特別支援学校をはじめ、各特別支援学校において、多様な企業での産業現場等における実習の実施や進路指導の強化などによる特別支援学校からの一般就労の促進を図ります。

- ・難病患者や発達障がい者、高次脳機能障がい者等の雇用促進を図るため、大分労働局やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、大分県難病相談・支援センター、大分県発達障がい者支援センター等関係機関と連携し、障がいへの理解促進や支援制度の周知等を図ります。

⑤ 多様な働き方の推進

- ・障がい者が、その特性や能力に応じて就労し活躍できるようにICTを活用した在宅就労等多様な働き方の推進を図ります。

(2) 障がい者の工賃向上のための支援の充実

① 共同受注の推進

- ・県内の事業所が共同して営業活動、受注、販売会などを行なう「おおいた共同受注センター」における民間企業との協働による情報発信や販路拡大、新型コロナウイルス等の影響を受けにくい農業分野やAI関連業務等の新規開拓等の取組を支援し、受注量の拡大を図ります。

② 就労継続支援事業所の経営力強化

- ・工賃向上に向けた研修会の開催や専門家の派遣等による経営指導や技術指導、商品・サービス価値向上に向けたアドバイス等の支援を行ない、個々の事業所の経営力強化を図ります。

③ 農福連携の推進

- ・農業に取り組む事業所にアグリ就労アドバイザーを派遣し、事業所の技術向上を支援するとともに、マルシェの開催等により農福連携の普及・啓発及び販路拡大を図ります。
- ・選果場や農家等での施設外就労による農作業受託を推進します。

④ 優先調達の推進

- ・障害者優先調達法に基づき、県庁における優先調達の目標を設定して積極的に推進するとともに、市町村等公的機関にも引き続き優先調達の働きかけを行います。

【成果目標と活動指標】

1 障がい者雇用率の全国順位

成果目標	活動指標	参考
R元(2019)年順位	5位	身体1.70(1位)、知的0.57(28位)、精神0.31(20位)
R5(2023)年順位	1位	大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015(2020改訂版)」におけるR6(2024)年目標値 第1位

2 福祉施設から一般就労への移行

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度一般就労移行者数	159人	
R5(2023)年度一般就労移行者数	202人	R5(2023)年度中に福祉施設から一般就労に移行した者の数を、R元(2019)年度実績の1.27倍以上とする。

(2) 一般就労移行者のうち、移行支援事業利用者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度一般就労移行者のうち移行支援事業利用者数	60人	
R5(2023)年度一般就労移行者のうち移行支援事業利用者数	78人	R5(2023)年度の一般就労移行者のうち移行支援事業利用者について、R元(2019)年度実績の1.30倍以上とする。

(3) 一般就労移行者のうち、就労継続支援A型事業利用者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者数	37人	
R5(2023)年度一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者数	47人	R5(2023)年度の一般就労移行者のうち就労継続支援A型事業利用者について、R元(2019)年度実績の1.26倍以上とする。

(4) 一般就労移行者のうち、就労継続支援B型事業利用者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者数	50人	
R5(2023)年度一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者数	62人	R5(2023)年度の一般就労移行者のうち就労継続支援B型事業利用者について、R元(2019)年度実績の1.23倍以上とする。

(5) 一般就労移行者のうち、職業訓練の受講者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度に福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数	8人	
R5(2023)年度に福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数	10人	R5(2023)年度の福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、職業訓練の受講者数について、R元(2019)年度実績の1.27倍以上とする。

(6) 福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度に福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	211人	
R5(2023)年度に福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	268人	R5(2023)年度の福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数について、R元(2019)年度実績の1.27倍以上とする。

(7) 一般就労移行者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度に福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	53人	
R5(2023)年度に福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	67人	R5(2023)年度に福祉施設から一般就労に移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数について、R元(2019)年度実績の1.27倍以上とする。

(8) 公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数

成果目標	活動指標	考え方
R元(2019)年度に公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	59人	
R5(2023)年度に公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数	74人	R5(2023)年度に公共職業安定所の支援を受けて就職する福祉施設利用者数について、R元(2019)年度実績の1.27倍以上とする。

(2 (1) ~ (8) 国の活動指標による)

3 障がい者の一般就労への定着

(1) 就労定着支援事業所の就労定着率

成果目標	活動指標	考え方
【参考】R元(2019)年度就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	8割	R元(2019)年度の就労定着支援事業所数 15 うち就労定着率が8割以上の事業所 12
R5(2023)年度就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所	7割以上	R5(2023)年度の就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

(国の活動指標による)

第4章

障がいのある子どもと 家庭への支援 【第2期 障がい児福祉計画】

基本的施策の方向性

障がい児支援では、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点が重要です。このため、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりを進めます。

また、子どもの成長段階に応じて、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制づくりを進めます。

障がいのある子どもの家族は、障がいの受容や周囲の無理解に悩み、子どもの今後の発達等に不安を抱えているため、家族に寄り添った支援を行います。

さらに、地域の保育、教育等の場において、必要な支援が受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域づくりを推進します。

具体的施策及び成果目標・活動指標

これまでの取組と課題を踏まえ、今後、以下の施策を推進します。

1 障がいのある子どもへの支援

～成長段階に応じた切れ目のない支援体制の構築～

(1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

① 乳幼児期

ア 早期発見・早期療育のための乳幼児健診の充実

・乳幼児期の疾病や障がいに早期に気づき、適切な治療や療育につなげるため、県の母子保健担当課等と連携しながら、市町村における乳幼児健診の充実を図ります。

イ 身近な地域での支援体制の充実

・在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援等）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

ウ 保育所等への受入れ支援

・保育所において、障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう、職員の専門性を高める保育コーディネーター養成研修を行います。

- ・保育所等における障がい児の受入れを市町村と連携して支援します。
- ・保育コーディネーター等と連携して、障がい児の支援に取り組みます。

エ 相談支援ファイルの活用推進

- ・障がい児の支援に関する情報を就学時に確実に引き継ぐとともに、各関係機関が情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行うことができるよう、相談支援ファイルを配布するとともに、活用を推進するための研修等を関係機関と連携して行います。

② 就学期

ア 相談支援ファイルの活用推進

- ・乳幼児健診の情報や今まで受けてきた支援等の内容を学校に引き継ぎ、これまでの経過を踏まえた適切な教育支援に繋げるよう、相談支援ファイルの活用を推進するための研修等を関係機関と連携して行います。

イ 障がいの状態等に応じたきめ細かな教育支援

- ・特別な支援を必要とする幼児・児童生徒に対して、一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育的支援が行われるよう、また、学校等以外の時間帯でも必要な支援が行われるよう、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用についての教員の専門性の向上を図るとともに、児童発達支援センター等の障がい児支援機関と各小中学校等の特別支援教育コーディネーターや特別支援学校の巡回相談担当教員との連携を強化します。

ウ 身近な地域での支援体制の充実

- ・在宅の障がい児への支援にあたっては、実施主体である市町村と連携し、児童福祉法による障害児通所支援（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）と、障害者総合支援法による支援（居宅介護、短期入所、日中一時支援）を組み合わせ、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

エ 放課後児童クラブでの受入れ及び育成の支援

- ・放課後児童クラブ支援員の、障がい児への対応等に係る研修を実施し、放課後児童クラブにおける障がい児の円滑な受入れ及び健全な育成を支援します。

オ 学校卒業（就労）に向けた支援

- ・特別支援学校を卒業する生徒について、障害者就業・生活支援センター及び大分障害者職業センターなどの就労支援機関と連携して就労支援に取り組むほか、就職後の定着支援を行います。

カ 市町村と連携した施設入所児童の自立支援

- ・施設に入所している障がい児が、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けられるよう、学校や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等の関係機関による協議が適切な時期に行われるよう、市町村と連携して支援します。

③ 地域における支援体制の整備

ア 各関係機関の連携強化

- ・障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等の各機関のネットワークづくりを進めます。

イ 巡回療育相談や訪問指導、施設支援等の実施
（地域療育等支援事業）

- ・在宅の障がい児やその保護者等が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児入所施設等の有する療育機能を活用し、保健所と連携して、巡回療育相談や訪問指導、施設支援等を行います。

ウ 障害児通所支援事業所職員の資質向上

- ・障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図るため、国の「児童発達支援ガイドライン」等を踏まえ、事業所職員の資質向上のための研修を実施します。

エ 県及び市町村自立支援協議会の活動の充実

- ・地域の課題解決のため、県及び市町村自立支援協議会における専門部会等の活動の充実を図ります。

(2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援

① 発達障がい児への支援

- ・法定健診（1歳6ヶ月健診・3歳児健診）におけるアセスメントツールの活用により早期発見から早期支援につながるよう、市町村と連携して取り組みます。
- ・市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣し、早期発見、早期支援に取り組みます。
- ・発達障がいの診断や言語療法等の訓練が可能な医療機関が少なく、特定の機関に診療が集中していることから、地域の小児科医等のかかりつけ医への専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。
- ・医療機関を含む関係機関の連携強化及び情報共有を図るため、コーディネーターを配置し、診察待ち期間の短縮を図ります。
- ・発達障がい児の保護者が身近な地域で安心して相談できるよう、各地域の保健、医療、福祉、教育の関係者が発達障がい児の支援内容や課題等を共有し、連携して支援する体制を整備します。
- ・医療、保健、福祉、教育、労働等の各分野において発達障がい児者のライフステージを通じた相談や支援を行う専門員（発達障がい者支援専門員）を養成するとともに、保育所、幼稚園、学校、障害者支援施設等へ派遣し、本人の状態に応じた関わり方の助言等を行います。

② 重症心身障がい児への支援

- ・重症心身障がい児とその家族が地域で安心して暮らせる在宅生活の実現のため地域課題解決に取り組む市町村自立支援協議会の機能強化を支援します。

③ 医療的ケア児への支援

- ・人工呼吸器を装着している障がい児その他日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、その心身の状態に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の連携体制を整備します。
- ・特別支援学校に看護師を配置し、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対するケアを引き続き実施します。

④ 聴覚障がい児への支援

- ・新生児聴覚検査の体制の充実・強化を図り、聴覚障がいの早期発見、早期療育につなげます。
- ・聴覚障がい児が切れ目のない適切な支援を受けられるよう、医療機関の言語聴覚士等が地域を巡回して療育相談や施設支援を行うとともに、児童発達支援センターと特別支援学校（聴覚障がい）の連携を強化します。

⑤ 強度行動障がいのある子どもへの支援

- ・自分の体を叩くなどの行動が頻繁に見られ、常時見守り等の特別に配慮された支援が必要な強度行動障がいのある子どもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

⑥ 虐待を受けた障がい児への支援

- ・養育者によっては、障がいのある子どもに育てにくさを強く感じることがあり、虐待に至るおそれがあるため、関係機関と連携して、虐待の未然防止に努めます。
- ・虐待を受けた障がい児を発見した場合は、児童相談所や市町村と連携し、早期の支援を行います。また、必要に応じて障害児入所施設において小規模なグループによる支援や心理的ケアを提供することにより、障がい児の状況等に応じたきめ細やかな支援を行います。

2 障がいのある子どもの家庭への支援

(1) 障がいのある子どもの家庭への支援

① 家族の負担軽減、子どもの多様な体験と余暇活動の充実

- ・家族の介護負担等の軽減と子どもの多様な体験や余暇活動の充実のため、市町村と連携して、短期入所や放課後等デイサービス、児童発達支援センター等の充実を図ります。

② 家族の気持ちに寄り添った支援

- ・親の会など家族団体は、同じ障がいのある子どもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。

- ・障がいのある子どもを育てている保護者の不安や悩みに寄り添うことができるペアレントメンターを派遣し、保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。
- ・子どもの発達が気になる保護者に対し、子どもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。
- ・発達障がいはその特性から周囲の理解が得られにくく、障がいのある子どもを抱える家族は孤立しがちになるため、パンフレットの作成・配布や講演会等を通じて広く県民に向けた普及啓発を行います。

③ 相談支援従事者の支援技術の向上

- ・家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できるよう、相談支援従事者研修等による支援技術の向上及び児童発達支援センターにおける家族への相談支援の充実を図るとともに、市町村自立支援協議会の充実を図ります。

【成果目標と活動指標】

1 発達障がい者支援専門員の養成数

成果目標	活動指標	考え方
児童に関する事業所等に所属する発達障がい者支援専門員の養成数 (R5(2023)年度まで)	197人	毎年、17人ずつ養成することを目標とする。 (R11(2029)年度まで300人養成することを目標とする。) ※R元(2019)年度末 129人

2 ペアレントプログラムの受講者数

成果目標	活動指標	考え方
ペアレントプログラムの受講者数 (R5(2023)年度まで)	607人	毎年108人ずつ受講することを目標とする ※1回あたりの受講者6人×3クール×6圏域 ※R元(2019)年度末 175人

3 医療的ケア児等に関する協議の場の設置及びコーディネーターの配置

成果目標	活動指標	考え方
協議の場の設置 (R5(2023)年度まで)	18市町村	全市町村での設置を目標とする。 ※R元(2019)年度末 7市町
コーディネーターの配置 (R5(2023)年度まで)	18市町村	全市町村での配置を目標とする。 ※R元(2019)年度末 11市町